

下記のとおり懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1 消防本部の懲戒処分

被処分者の所属・職位	消防本部総務課 主幹	年齢	49歳
処分年月日	令和2年3月27日		
処分量定	減給2月間・給料月額10分の1		
事案の概要	<p>当人は、自身の業務における事務処理の遅れを隠匿するため、平成31年度から所属する消防本部総務課において担当していた物品等の伝票処理及び光熱水費の会計処理で使用する伝票類、業者からの請求書、氏名・口座番号等個人情報を含む会計関係書類などについて、令和元年9月頃から自宅に持ち帰ったほか、当該書類の一部を紛失するなど、不適切な取扱いを行った。</p> <p>調査により、不適切な取扱いのあった書類は、一部、平成30年度以前に所属していた前所属分を含み、持ち帰り132件、所在不明10件に及ぶことが判明し、そのうち現所属分の25件については、伝票処理や支払処理が行われなかったことにより、複数の契約業者に対する支払いに2週間から6か月の遅れが生じるなど、公務の運営に支障をきたした。</p>		

2 上記1の管理監督に係る処分

管理監督者3名に口頭厳重注意の措置を同日付で行っています。